

木酢液について！

【医薬品の認定について】

医薬品として認定することは現実的ではありません。

医薬品とするには、常に一定の濃度、成分、等々を維持する必要がありますが、この木酢液は窯から出る煙から採取するものであり、よって、一窯々全て違うわけです。

それを一定の純度に保つには、全てを集合する施設が必要であり莫大なコストを要し、又、医薬品と認定する試験も膨大な費用を要するとされ、それらのコストを考えると現実的ではありません。

【インターネットの掲載について】

木酢液の効能として「アトピー性皮膚炎」や「体を温める」等の効果を記載したいのですが、「効果、効能」若しくは「それらを疑わせるような表現」が「薬事法」や「農薬取締法」により厳しく規制されています。よって、余り詳しく表現出来ないのが現状であります。

以下は、販売者が体験したり、他者から聞いたりしたことをご紹介するものであります。

【皮膚炎等に使用される場合】

水虫等には地元でよく使われます。但し患部の状態によっては薄めたり、原液を使ったりの調整が必要です。ネットでは原液を使った事例を写真でご紹介しています。

皮膚炎（あせも等）で直接塗る場合は、目立たない患部から濃度等を試して下さい。紀州備長炭の木酢液を使った事例として、近隣の高校生の方でどうしても薬では“アトピーが治らない”との悲痛な声があり、一日2回朝晩原液を塗ることをお勧めしたところ、3ヶ月後にはきれいに完治し、お礼に来られたと言う事例もあります。

お風呂で体を温めるのに使用する分量は、一般家庭のお風呂に対しコップ一杯（200cc）程度の原液とされています。この入浴によって、かゆみが治る方も多いです。

【アトピー等の場合】

アトピー等は、根本原因であろうと思われる要因を取り除かない限り、何時までも症状が続くでしょう。

よって、当社では、羽毛布団（動物等の毛はアレルギーを起しやすいです）のご使用を止めるようにお伝えしています。その他、綿布団でも4年以上のご使用はお勧めしていません。

綿布団は一般的に多く使われている組成ですが、4年を過ぎると綿の油分が取れてホコリ（遊び毛）になり、吸い込むことでアレルギーの原因になると判断しています。木酢液は一時的な症状を抑えることでご利用できますが、根本原因を解決するものではありませんのでご承知起き下さいませ。

その他、たんすの裏、照明器具等にあるホコリを取り除くことも非常に大事でしょう。（体験より）

【農業に利用】

これこそ、色んな栽培条件がありますので分量等につきましては、手探り状態での使用となるでしょう。但し、図書館で実際に調べてみて、お勧めする図書をネットページで紹介していますので参考にして下さい。使えると思います・・・

注意！

木酢液は、薬品ではなく自然の植物液ですから、正確な希釈倍数であったり、塗布の用法であったりのデータはありません。よって、ご使用に当っては試しから御利用下さいませ。お子様が使用できる環境にはしないで下さい。